

1 自然と人が共生するまち。 生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりをみせています。 絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。 「みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。」	(1) 生物多様性の保全。	①重要度の高い自然環境の保全。 ②生きものの生息・生育環境の保全。 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進。
2 良好な生活環境が保全されているまち。 水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。 ポイ捨てや不法投棄*が減り、良好な生活環境が維持されています。 緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養されています。 人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。	(2) みどりの保全。	④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進。 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備。 ⑥農地、森林の保全。
3 資源を大切に作る循環型のまち。 必要な時に必要な量だけ商品を購入し、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。 家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。 使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少なくなっています。	(3) 良好な生活環境の保全。	⑦公害防止対策の推進。 ⑧健全な水循環の維持。 ⑨地域での生活環境の保全。
4 気候変動に対応できるまち。 家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車*の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガス*の排出が抑制されたまちになっています。 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。 気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。	(4) 快適な生活環境の形成。	⑩まちの美化の推進。 ⑪良好な景観形成の推進。
5 環境に配慮した行動を実践するまち。 市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。 家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者等に定着しています。 多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。	(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進。	⑫4Rの推進。 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化。
6 資源循環型まちづくりを、目指したごみ処理システムの構築。	(6) 資源循環型まちづくりを、目指したごみ処理システムの構築。	⑭適正な収集・運搬の実施。 ⑮適正な処理・処分の実施。
7 気候変動緩和策の推進。	(7) 気候変動緩和策の推進。	⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進。 ⑰公共施設の省エネルギーの推進。 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進。
8 気候変動適応策の推進。	(8) 気候変動適応策の推進。	⑲自然災害対策の推進。 ⑳健康被害対策の推進。
9 環境教育・環境学習の充実。	(9) 環境教育・環境学習の充実。	㉑学校における環境教育の充実。 ㉒地域における環境学習機会の拡充。 ㉓庁内の環境意識の向上。
10 環境活動の促進。	(10) 環境活動の促進。	㉔環境に配慮した活動への支援。 ㉕環境に関する情報の発信。

計画体系(環境基本計画 P52-53)

現行の環境基本計画では、5つの政策目標と10の基本方針、そして25の施策を上記のとおり体系づけています。現計画の進行管理に際して、自然環境(1・5)、生活環境(2・3・5)及び温暖化対策(4・5)の3つの分科会に分かれ、ご審議いただいております。一方、これらの分野は相互に関連しており、6月26日に開催した第一回環境審議会においては、特に廃棄物に関して生活環境と温暖化対策は密接に関わっている旨のご意見をいただいたところです。

このことを受けて、環境基本計画の中間見直しにあたり、他分野で関連する施策等を「評価」ではなく「意見」することについて、合意されました。分野横断的な視点は、個別の分野の課題を解決するだけでなく、総合的な環境政策の実行性を高めることになると考えられます。分野横断的な視点に関するコメントがありましたら、本シートをご提出くださいますようお願いいたします。

なお、本シートにいただきましたご意見は、環境基本計画中間見直しの素案に向けてのご意見となります。

※ご意見のない場合は提出不要です。

(環境基本計画の中間見直しに向けて)

【分野横断的な視点に関するコメント】

- ①温暖化WGから考えると、緑化プロジェクトは二酸化炭素の吸収には貢献が小さいとしても、「みどり」には「シンボル」の意味合いが大きい。そこで、政策目標1の基本方針(2)「みどりの保全」パートは関連させる必要があると思われる。たとえば、みどりのシンボリックな意義の重視→温暖化との連携→温暖化関連の啓発項目の内容や施策の具体例として活用可能、といったつながりある政策目標づくりが必要ではないかと考えられる。
- ②政策目標3の基本方針(5)「ごみの発生抑制への推進」と基本方針(6)「資源循環型への構築」は、温暖化WGと関連させると、とりわけ、リデュース項目における情報化/情報提供の促進策として位置づける必要があると思われる。この場合、情報提供は「市から市民へ伝えること」であるため、温暖化WGにおいても啓発事業として連携させるべきではないか。ただし、施策としての啓発事業は、自治体の取り組みとして意義が大きく、温暖化対策としてのライフスタイルの提案として重要な柱であるが、ライフスタイルの提案とその定着は、それだけで意味がある目標となりえる。よって、成果指標やその評価軸(数値的な根拠)をセットに温暖化対策の効果をはかる「評価」段階の議論は、成果の判断においてもPDCAサイクルをまわすためにも不可欠だが、他方で、ライフスタイルの転換そのものを目標とする定性的な政策目標をおくことが、ただちに否定されるわけでもない(シ

ンボルの成立によって、生活そのものの見える化を進めることにもなるため）。

- ③産業廃棄物の処理は焼却がメインの気がします。マテリアルリサイクルも進んでいるようですが、更なる促進が必要です。そのためには、市民へ分別の PR 等が必要であり、CO₂ 減少へ寄与することを認知させる施策など考える余地があります。

- ④環境基本計画における 5 つの政策目標は、自然環境・生活環境・温暖化対策とで分野ごとに分かれています。さまざまな場面では環境問題につながっていると思います。たとえば、ごみに関しては、ごみの削減・分け方などは地球温暖化を防ぐことにも関わってきます。生物多様性においては、多様な生き物が生息・生育できる環境にも復元できてきます。生活環境において、水や大気汚染・土壌汚染など市民が健康に生活できる環境を確保できます。気候変動において、市民 1 人あたりのごみの減量化・分別を正しくすることで温室効果ガス排出量が削減できます。環境に配慮した行動において、市民の皆さまが環境問題を理解し、環境にやさしい行動を継続的に行うことにつながってきます。

そして、5 つの政策目標に関連して共通している SDGs の目標 11「住み続けられるまちづくりを」にありますように、分科会としての会議はあるものの、3 分野ごとでと共有して意見交換も進めてみても良いと思います。

- ⑤最初に、何故、横断的な議論が必要であると提案したかの理由を説明する。尚、少なくとも廃棄物焼却時に排出される非エネルギー起源 CO₂ (以後、非エネ起 CO₂) とエネルギー起源 CO₂ (以後、エネ起 CO₂) の違いを理解して頂いているとして説明を進める。間違っていれば御指摘下さい。

年次報告書の資-10 の表<一般廃棄物焼却に伴う CO₂ 排出量の推移>の下に記載のある式 (CO₂ 排出量=直接焼却量 (t) × {100-水分の割合 (%) } × プラスチック組成率 (%) × 2.77 (t-CO₂)) は、多少間違っている(ケアレスミス)。正確には次式で計算される。(検算される場合に使用して下さい)
CO₂ 排出量=直接焼却量 (t) × [{100-水分の割合 (%) } / 100] × [プラスチック組成率 (%) / 100] × 2.77 (t-CO₂)

ここで、CO₂ 排出量は非エネ起 CO₂ である。この式が持つ物理的な意味は、非エネ起 CO₂ は、乾燥後のプラスチックの焼却からだけを考慮した CO₂ 排出量であり、式中の水分率は、単に乾燥後のプラスチックの重量を求めるためである。昨年度の分科会で市からの回答・コメント『CO₂ 排出量の算出には、直接焼却量に水分の割合やプラスチック組成率が影響しますが、ごみ質分析調査において、直近の 3 年間で水分の割合は右肩上がりとなっています。また、水分の割合、プラスチック組成率ともに最大 10% 程度の差が生じています。

水分の割合は、ごみ全体の約 4 割が生ごみで、うち 70% が水分であるとの調査結果があります(資源循環課)。そのため、水分の割合を減らすためには、いかにしてごみダイエット(濡らさない・乾かす・絞る)の行動変容につながる施策を展開し、加えて生ごみ処理容器等の普及を推進することで、生ごみにおける水分割合を減らすことができるか、その取り組みの本気度がごみ焼却量の削減につながり、ひいては温暖化対策にも寄与すると考えます。が施策⑩の審議で出たため、混乱してしまったのがきっかけである。このコメントは政策目標 4 の全体として、大きな意味では正しいが、環境省及び市の基本計画で定義している上式の廃棄物焼却からの非エネ起 CO₂ には関係がない説明である。言い換えれば、水分除去に必要な乾燥過程で消費するガス或いは電力等のエネルギー消費による CO₂ 排出量は、廃棄物処理に必要な他の過程(回収・運搬・粉碎・混合・助燃剤燃焼等)で使用するエネルギー消費からの CO₂ 排出量であり、これらは全てエネ起 CO₂ であり、施策⑩の廃棄物焼却に伴う市民 1 人 1 日当たりの CO₂ 排出量には計上されず、施策⑪の市の施設(廃棄物焼却を担っている環境事業センター)の「業務その他部門」、市の事務事業編(資 7~9 の図表)更には市域の「業務その他部門」に計上される CO₂ 排出量である。

式で説明すると、上式で仮に水分率が増えたと、直接焼却量が変わらなければ CO₂ 排出量は減少するのではなく増大し、“ごみダイエット”には繋がらない。又、水分量が増えた分だけ直接焼却量が増大したとしてもプラスチックの乾燥ベースの重量は変化しない。更に、廃棄物或いは直接焼却

量の削減もプラスチックの廃棄量が削減されないとプラスチックの組成率が増大するだけで、非エネ起 CO₂ は削減されないことが式から明白である。

以上の認識が正しいとして、基本計画の施策⑯の目標の達成には、廃棄物総量、直接焼却量、水分の削減は従属変数であることから、施策⑯及び国(環境省)、県が報告を求めている「廃棄物」部門の CO₂ 排出量の目標達成のためには、ゴミの減量等の政策目標 3 の政策指標或いは、施策指標、更には年次報告書で報告している各データは施策⑯の目標達成の指標とはならない、しかし、プラスチックの焼却に回わるプラスチック(温対法の改正で今後はプラスチックに加えて、ペットボトル、合成繊維・布類・紙屑も対象となり、近い将来は紙おむつ、不織布マスクも含まれる見通しである)の適正分別が重要であり、これまでの製品状態の廃棄物のリユース以上に原料としてのリサイクル更にはリデュース、リフューズの目標を施策⑯の目標(指標)達成に必要な十分な指標を検討して頂き、その目標達成の進捗状況が評価可能な信頼出来る数値での実績値の取得・算定法も同時に検討して頂きたい。これは現行の基本計画では政策目標 3 の中で議論審議する内容と理解している。十分な数値データが有れば、政策目標 4 で、施策⑯及び施策⑰の施策指標の中にある【業務その他】部門での指標に計上されるエネ起 CO₂ 排出量、及び【廃棄物】部門での指標に計上される非エネ起 CO₂ の排出量削減に向けて施策・事業の取り組みが適切かどうかを審議・評価出来る。具体的な変更に関しては、それなりに検討し指標・評価方法等を持ち合わせているが、現時点では提案・提示はしない。政策目標 3 の生活環境分科会で、先ず御検討下さい。